

函館市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）および住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「施行規則」という。）等の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領における用語の定義は、特に定めるものを除き、法および施行規則の例による。

第3 登録申請等

- 1 法第8条の規定により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を受けようとする者は、施行規則第7条で定める申請書（以下「申請書」という。）に別表の書類のうち必要なものを添付し、市長に提出しなければならない。

なお、申請書は、原則、国土交通省が運用する住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の情報提供等を行うセーフティネット住宅情報提供システム（以下「システム」という。）で作成したものとする。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請が法第10条第1項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、同条第2項の規定により登録するとともに、システムにおいて承認するものとする。なお、同項に規定する登録簿は、システムで生成される登録簿をもってあてる。

- 3 市長は、前項の登録をしたときは、法第10条第3項の規定により、登録した旨の通知書（別記第1号様式）を、当該登録事業者に通知す

るものとする。

4 市長は、第1項の申請が法第10条第1項の基準に適合しないと認めるときは、同条第4項の規定により、登録の基準に適合しない旨の通知書（別記第2号様式）を、当該申請者に通知するものとする。

5 市長は、第1項の申請において法第11条第1項の規定により、登録を拒否したときは、同条第2項の規定により、登録できない旨の通知書（別記第3号様式）を、当該申請者に通知するものとする。

第4 登録事項等の変更

1 登録事業者は、法第9条第1項各号に掲げる事項または申請書に添付した書類の記載事項に変更があった場合は、法第12条第1項の規定により、変更があった日から30日以内に、施行規則第17条第1項で定める変更届出書に同条第2項に規定する書類を添付し、市長に届出なければならない。

なお、届出書は、原則、住宅情報提供システムで作成したものとする。

2 市長は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る登録事項が法第10条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める場合または法第24条第1項もしくは第2項の規定により登録を取り消す場合を除き、法第12条第3項の規定により、当該変更があった事項をシステムにて承認し、変更の登録をするものとする。

第5 登録簿の閲覧

法第13条の規定による登録簿の閲覧は、都市建設部住宅課窓口において行う。

第6 廃止の届出

1 登録事業者は、登録事業を廃止したときは、法第14条第1項の規定により、廃止した日から30日以内に、登録事業廃止届出書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、当該届出に係る登録を抹消するものとする。

第7 登録の取消し

- 1 市長は、登録事業者が法第24条第1項各号のいずれかに該当するときは、当該登録事業者に係る法第8条の登録を取り消すこととし、法第24条第3項の規定により、登録取消通知書（別記第5号様式）を、当該登録事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、法第24条第2項の規定により法第8条の登録を取り消すこととした場合は、法第24条第3項の規定により、登録取消通知書（別記第5号様式）を、当該登録事業者に通知するものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年10月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3関係）

登録した旨の通知書

年 月 日

登録事業者

住所

氏名

様

函館市長

下記の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条の規定により、登録しましたので、同法第10条第3項の規定により通知します。

記

- 1 申請年月日
- 2 住所または主たる事務所の所在地および氏名または名称もしくは代表者氏名
- 3 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称および所在地
- 4 登録年月日
- 5 登録番号

別記第2号様式（第3関係）

登録の基準に適合しない旨の通知書

年 月 日

登録申請者

住所

氏名 様

函館市長 印

下記の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第1項の基準に適合しませんので、同条第4項の規定により通知します。

記

- 1 申請年月日
- 2 住所または主たる事務所の所在地および氏名または名称もしくは代表者氏名
- 3 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称および所在地
- 4 適合しないと認める理由

別記第3号様式（第3関係）

登録できない旨の通知書

年 月 日

登録申請者

住所

氏名 様

函館市長 印

下記の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第11条第1項の規定により、登録をすることができませんので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 申請年月日
- 2 住所または主たる事務所の所在地および氏名または名称もしくは代表者氏名
- 3 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称および所在地
- 4 登録できない理由

別記第4号様式（第6関係）

登録事業廃止届書

年 月 日

函館市長 様

登録事業者住所または
主たる事務所の所在地
氏名または名称

下記の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を廃止したので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第14条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 住所または主たる事務所の所在地および氏名または名称もしくは代表者氏名
- 2 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称および所在地
- 3 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数
- 4 登録年月日
- 5 登録番号

別記第5号様式（第7関係）

登録取消通知書

年 月 日

登録事業者

住所

氏名 様

函館市長 印

下記の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業について、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第24条第1項（第2項）の規定により、登録を取り消しましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

- 1 住所または主たる事務所の所在地および氏名または名称もしくは代表者氏名
- 2 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の名称および所在地
- 3 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数
- 4 登録年月日
- 5 登録番号
- 6 登録を取り消す理由

函館市長 様

登録申請者住所または
主たる事務所の所在地
氏名または名称
(法人である場合) 代表者氏名
(未成年である場合) 法定代理人の氏名

誓約書

私は、次の各号のいずれにも該当することを誓約します。なお、登録申請者等の氏名、読み仮名、生年月日、性別および住所については、別添に記載するとおりです。

- 一 次の各号のいずれにも該当しないこと
 - イ 成年被後見人または被保佐人
 - ロ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、またはこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ニ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第24条第1項または第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者
 - ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(チにおいて「暴力団員等」という。)
 - ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの
 - ト 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの
 - チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - リ 建物の転貸借が行われている場合にあっては当該建物の所有者および転貸人が前各号のいずれかに該当すること
- 二 申請の内容が、次の各号のいずれにも該当すること
 - イ 消防法(昭和23年法律第186号)もしくは建築基準法(昭和25年法律第201号)またはこれらの法律に基づく命令もしくは条例の規定(ロに規定する規定を除く。)に違反しないものであること
 - ロ 地震に対する安全性に係る建築基準法ならびにこれに基づく命令および条例の規定に適合するものまたはこれに準ずるものであること
 - ハ 基本方針および北海道住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画に照らして適切なものであること

誓約書別添

1 登録申請者が個人の場合

(1) 登録申請者

(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所

(2) 建物の転貸借が行われている場合にあっては当該建物の所有者および転貸人

(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所

(3) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人

(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所

2 登録申請者が法人の場合

(1) 当該法人の代表者

(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所

(2) 当該法人の役員

(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所

(3) 建物の転貸借が行われている場合にあっては当該建物の所有者および転貸人

(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	住 所

(注1) 記入欄が不足する場合は、行を追加して記入してください。

(注2) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第7項に規定する住宅宿泊管理業者または賃貸住宅管理業者登録規程（平成23年9月30日国土交通省告示第998号）第2条第4項に規定する賃貸住宅管理業者については、「当該法人の役員」欄の記載を省略することができます。